

障害者グループホーム ゆあマイン 運営規程

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定共同生活援助(介護サービス包括型)

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ゆあマインが設置する障害者グループホームゆあマイン(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの障害者グループホーム事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、障害者グループホームの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害者グループホームの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(令和4年法律改正第104号。以下「法」という。)第5条第16項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 障害者グループホームの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成 25 年静岡県条例第 35 号)及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 障害者グループホーム ゆあマイン

(2) 所在地 静岡県静岡市駿河区富士見台1丁目16番18号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、利用者の障害者グループホーム計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業員に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 4名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 2名以上

生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、5名とする。

(障害者グループホームを提供する主たる対象者)

第6条 事業所において障害者グループホームを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者・精神障害者

(障害者グループホームの内容)

第7条 事業所で行う障害者グループホームの内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 食事や入浴、排せつ等の介護
- (9) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービス

の提供(以下、「体験的な利用」という。)

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定障害者グループホームを提供した際は、利用者から当該指定障害者グループホームに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定障害者グループホームを提供した際は、利用者から当該指定障害者グループホームに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月末日に当該月分を利用者から徴収し、毎年3月末日に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残金を返還するものとする。

(1) 家賃 月額 39,000 円(体験的な利用の場合 日額 1,000 円)

(2) 水道光熱費 月額 15,000 円(ただし、ご本人の使い方によっては実費)

(体験的な利用の場合 日額 400 円))

(3) 食費 朝食 400 円 夕食 500 円 (昼食のご希望者は 500 円)

(体験利用の場合も同様)

(4) 日用品費 日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

月額 4,000 円 (体験利用の場合 日額 100 円)

(5) 町内会費 月額 200 円

(6) 共用部分の維持管理費 月額 1,000 円

(7) 火災保険料分担金 月額 1,000 円

(8) インターネット使用料(使用者のみ該当) 月額 1,000 円

4 前3項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) けんか・口論・泥酔・中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

- (2) 暴言・暴力等の他人に危害を与える行為、物にあたる等の施設の器物を破損する行為をしないこと。
- (3) 家族の了承及び支援を受けられること(ただし、やむを得ない場合はこの限りではない)
- (4) 障害者グループホームでの生活を維持する収入があること
- (5) 障害者グループホームのルールを守るなど共同生活が可能であること
- (6) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者(体験的な利用に係る利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する指定障害者グループホーム及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害者グループホーム及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に障害者グループホームの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 感染症の発生時には状況に応じ自宅待機または障害者グループホームの個室での治療とする。
- 3 日中に緊急避難勧告等があった場合は、通所先の事業所へ保護者が引き取りに行く。
- 4 障害者グループホーム滞在時に緊急避難勧告等があった場合、保護者が来るまで従業者が見守る。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、火災、風水害、地震等の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関(消防署、静岡市障害者支援課など)への通報及び連絡体制を整備し、そ

れらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 事業所は、地域の自治体との協力・連携体制を図るため合同避難訓練を実施する。
- 4 非常用の食糧、水、防災用品（ヘルメット、ラジオ等）を備蓄する。
- 5 火災発生時には、階段やエレベーター、避難はしごまたは緩降機（オリロ）を利用し速やかに外へ出て、一次避難場所にしてされているバロー駐車場に移動する。階段やエレベーターの利用が難しい場合は3階の利用者は従業員の援助を受け緩降機を使い1階に降りる。2階の利用者は従業員の援助を受け避難はしごを利用して1階に降りる。
- 6 風水害発生時には、2 階の食堂居間に避難して救助を待つことを基本とする。
- 7 地震発生時には、従業員の援助を受けながら 1 階の栄光キリスト教会食堂交流室に避難し、地震情報に従い外への避難が必要な場合は一次避難場所のバロー駐車場に避難する。
- 8 その他詳細なことについては、障害者グループホームゆあマインの設置運営主体である特定非営利活動法人ゆあマインが定めた「NPO 法人ゆあマイン非常災害計画」に従い行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行う。
 - (2) 従業員に対し、虐待の防止を啓発普及するための研修を実施する。
 - (3) 成年後見制度の利用支援を行う。
 - (4) 苦情解決体制の整備を行う。
 - (5) 虐待防止のための虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果について従業員へ徹底周知する。
 - (6) サービス提供中において当該事業所の従業員または保護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管轄の行政に通報する。
- 2 その他詳細なことについては、障害者グループホームゆあマインの設置運営主体である特

定非営利活動法人ゆあメインが定めた「虐待防止マニュアル」に従い行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者へ徹底周知する。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(苦情解決)

第15条 事業所は、提供した指定障害者グループホームに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定障害者グループホームに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは指定障害者グループホーム事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定障害者グループホームに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害者グループホームの記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定障害者グループホームに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は

当該従業者からの質問若しくは指定障害者グループホーム事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。
- 6 その他詳細なことについては、障害者グループホームゆあマインの設置運営主体である特定非営利活動法人ゆあマインが定めた「苦情解決に関する規程」に従い行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 事業所は、適切な指定特定(計画)相談支援及び直接支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する。

- 2 その他詳細なことについては、障害者グループホームゆあマインの設置運営主体である特定非営利活動法人ゆあマインが定めた「ハラスメントの防止に関する規程」に従い行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する障害者グループホームの提供に関する諸記録を整備し、当該障害者グループホームを提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ゆあマインの理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年 10月 1 日から施行する。